

埼 玉 県 情 報 公 開 審 査 会 規 則

(平成17年3月29日埼玉県規則第74号)

(最終改正 令和7年8月29日埼玉県規則第92号)

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員九人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、行政情報の公開について優れた識見を有し、公正な判断をすることができる者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、知事は、政党その他の政治的団体の役員である者を委嘱してはならない。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 知事は、委員が第一項に規定する委嘱の要件を欠くに至ったときは、任期中でも、これを解嘱することができる。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第五条 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号。次条において「条例」という。）第二十六条第五項本文の合議体（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長がこれを指名する。

2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

6 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(総会)

第六条 条例第二十六条第五項ただし書の合議体（以下この条において「総会」という。）

は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、総務部文書課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に埼玉県情報公開審査会規程(平成十三年埼玉県訓令第十三号)第三条第一項の規定により委員に任命されている者は、この規則の施行の日に、第三条第一項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までとする。

附 則 (平成二十年七月十八日規則第七十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日規則第三十三号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十九日規則第三十五号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年八月二十九日規則第九十二号)

この規則は、令和七年八月二十九日から施行する。